

学 則

第一章 総 則

第一条 本校の設置者は東京都知事であり、法令及び東京都教育委員会の定めるところにより運営する。

第二章 目 的

第二条 本校は中学校における教育の基盤の上に心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

第三章 教科の組織

第三条 本校には全日制課程普通科を置く。

第四章 修業年限・学年・学期及び休業日

第四条 修業年限は3ヶ年とする。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学期は都教育委員会の定めたところによる。

休業日は次の通りとする。

1. 国の定めた祝日及び開校記念日・都民の日
2. 土曜日、日曜日
3. 夏季・冬季・春季、その他において都教育委員会が定めた日

第五章 教育課程

第五条 教育課程は別表の通りとする。(※1)

第六章 入学・退学・転学・休学及び卒業

第六条 東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則に

- 4 -

より遅考し、毎年度始めに校長は第一学年に入学を許可する。但し、欠員のある場合には各学年に補欠入学を許可することがある。

第七条 生徒が退学・転学・休学をしようとするときは校長の許可を受けなければならない。転学の場合、校長は生徒の在学証明書及び指導要録の写し及び関係書類を転学先の校長に送付する。

第八条 所定の課程を修了したと認められたものに校長は卒業証書を授与する。

第七章 授業料・その他の費用

第九条 授業料等は、「東京都立学校の授業料等徴収条例」ならびに「同条例施行規則」にしたがって徴収する。(※2) その他の必要経費は校長が別に定め、授業料等に準じて徴収する。

なお、授業料の未納については、「同条例施行規則」第五条一項により、出席を停止し、又は退学させことがある。

第八章 賞 罰

第十条 校長は必要と認めたときは、生徒を表彰する。

第十一條 校長は必要と認めたときは、生徒に次の懲戒を加える。

- (1)訓告 (2)訓戒 (3)停学 (4)退学 (5)その他

附 則

1 この学則の施行についての細則は校長が別に定める。

2 この学則は平成25年4月1日から施行する。

- 5 -

※1 教育課程表はP.12をご覧ください。

※2 授業料の納入についてはP.28 事務規定をご覧ください。

生徒心得

本校生徒は、明るい学校生活をいとなみ、美と真理を愛し、世界平和と社会正義に貢献できるようになるため、次の諸事項に留意して、各自の個性を伸ばし、民主社会にふさわしい人格を形成することを心がける。

I 一般事項

1. 学習を通して人格の完成、個性の伸長に努める。
 2. 自主的精神を養い、自身の行動に責任をもつとともに、他人の権利を尊重する。
 3. 高校生としての自覚に基づき思慮深く冷静に行動する。
 4. 健全な精神と健康な身体を養う。
 5. 礼儀をわきまえ、敬愛の精神を養う。
- II 学校生活に関する心得
1. 教科学習は学校生活の中心である。生徒は教科担任の指導に従い、以下の諸注意を守って学習効果をあげるように努める。
 - 1) 教科書、ノート等必要な物は休み時間に準備する。
 - 2) 決められた座席に座って学習する。
 - 3) 不必要なものは教室内に持ち込まない。
 - 4) 教科担任の指示、許可なく立ち歩かない。
 - 5) 授業時間内の飲食は固く禁止する。 2. 生徒は正当な理由なく授業を欠席、または遅刻、早退してはならない。やむを得ず欠席、遅刻、早退する場合は必ずホームルーム担任へ届け出る。
 3. 予定の授業が自習になった時は自習監督者の指示に従い、各自の教室で静かに学習する。
 4. 学校行事、ホームルーム活動、生徒会活動は教科学習とな

- 19 -

らんで学校教育の重要な領域である。教科学習と同様自主的、精神をもって活動する。

5. 放課時刻までは、原則として校外に出ることを認めない。必要やむを得ない場合はホームルーム担任へ願い出て許可を受ける。
6. 下校時刻（午後5時）（特別に許可を得た場合は午後6時）には、すみやかに下校する。
7. 必要があつて下校時刻以後または休日、祝祭日等に校舎を使用する場合は、所定の施設使用願を、定められた期間において提出する。
8. 毎日、定められた場所の清掃を行い、環境の整備、美化に努める。
9. 校舎、校具は、大切に扱い、破損したりしないように気をつける。万一破損した場合にはすみやかにホームルーム担任へ届け出る。事情によっては弁償することもあり得る。

III 礼儀に関する心得

1. 校外において、本校職員または目上の人に出会った時は礼をし、校内において本校職員、または来賓に出会った時は会釈する。

2. 友人間の交際は明るく、健全なものでなければならない。
3. 日常の言語動作に気をつけ、礼儀正しくすること。

IV 規律に関する心得

1. 校内、校外を問わず、集会を催し、雑誌、新聞等を発行し、または調査等をしようとする時は、必ず生活指導部に届け出で許可を得なければならない。
2. 告示を行う時は、事前に生徒会活動関係は生徒会執行部、それ以外は生活指導部に届け出で、許可を得なければならない。告示は原則として所定の掲示板及び教室内の所定の場所

- 20 -

以外を用いることはできない。

3. 宿泊を伴なう旅行をする場合は、必ず保護者の了承を得ること。
 4. 不必要な貴重品を学校に持つてこない。また、貴重品は各自きちんと管理する。
 5. アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずアルバイトを行う場合は保護者連署の上、ホームルーム担任へ届け出で許可を受ける。
 6. 不健全な娯楽場などの風紀上問題になりやすい場所へは出入りしない。
 7. 理由を問わず、暴力、暴言は許されない。
 8. 飲酒、喫煙、窃盗、その他法律にふれるような行為をしてはならない。またその同席も指導の対象となる。
 9. 生徒間でみだりに金銭、物品等の貸借、売買行為をしない。
 10. バイク、自動車による通学は禁止する。制服での乗車は指導の対象となる。(但し、家族の運転するものを除く)
 11. インターネット、携帯サイト上での誹謗・中傷は、敵に慎むこと。また、速法・年令制限上アクセスが認められないサイト、不健全なサイトへのアクセスをしない。その他インターネットの利用については、十分に注意すること。
- ※上記6~11について特別指導の対象となる。またその同席も特別指導の対象となる場合がある。

V 服装に関する心得

1. 服装は本校指定の制服を着用する。(別表参照)
ただし、やむを得ない事情により異なった服装をする場合は生徒手帳の諸届・許可欄に記入し担任の許可を得ること。

- 21 -

2. 本校の制服は次表の通りとする。

(指) 一本校指定のもの

	男	女
冬季 (10月~3月)	ブレザー(指) 紺のスラックス(指)	ブレザー(指) タータンチェックのスカート(指)、紺のスラックス(指・希望者)
	白の長袖ワイシャツ(無地)	白の長袖ブラウス(無地)
	ネクタイ(指)	リボン(指)
夏季 (6月~9月)	紺のハイソックス	
	青地白衿の半袖シャツ(指)	青地白衿の半袖ブラウス(指)
	灰色スラックス(指)	タータンチェックのスカート(指)
4夏 月~3月 冬季兼用	白のソックス	
	ニットベスト(指・希望者)	ニットベスト(指・希望者)

※式典時には冬季・夏季とも上記に規定されたものを着用すること。それ以外は気候に応じて夏季にブレザーや白の長袖ワイシャツ・ブラウス及び紺のハイソックスを着用してもかまわない。

- 22 -

3. 冬季のオーバーコート
無地のコートとする。
4. 冬季のセーター着用について

型……Vネックセーター・カーディガン
色……白・グレー・黒の無彩色と紺（制服と同じ色）・ベージュ・茶
柄……無地のみ

※セーター・カーディガン着用の際はブレザーを脱がない。
また、バーカーの着用は認めない。
5. 服装は常に高校生にふさわしい品位のあるものを着用し、清潔さを保つこと。
 - a. 女子のスカート丈は膝丈とする。
 - b. 制服の改造は認めない。
 - c. 制服以外でネックレス、ピアスなどの装身具や、化粧、バーマ、染毛、エクステンション（エクステ）、マニキュアなどは学校生活に必要なものとして認めない。
 - d. 女子のスカートの下にスウェットやジャージ等を着用することは認めない。防寒には黒タイツ（無地で装飾の無いもの）または指定のスラックスを購入し、着用することができる。
- VI SNS利用に関する心得
LINEやTwitter、Facebookなどのソーシャルネットワーキングサービス（以下SNS）の利用は利便性も向上し、とても魅力的なコミュニケーションの手段となりました。しかし、これらは利用の仕方を間違えると、思わぬトラブルに巻き込まれることや、犯罪の加害者になってしまうこともあります。
本校では、利用に関しては「自己責任」であると考えていますので、利用の際には熟慮の上利用するようにしてください。

- 23 -

なお、学校内の個人情報保護などの観点から以下の点に注意すること。

また、「違法行為」や「禁止事項に違反する行為」が発覚した場合は、特別指導などの厳しい指導を行います。

情報発信に際して考慮すること

1. 発信しようとする内容が、人を傷つけないものかどうか、トラブルを招かないものかどうかを考えること。常に相手の立場になって考えること。
2. ある特定の話題に対して感情的になった時には、その話題に関して冷静に考えられるようになるまでは投稿するのを控えること。
3. SNS等インターネット上で一度発信された情報は削除することが難しい。場合によっては進路活動に影響を及ぼすこともある事実を理解すること。

学校に関する禁止事項

1. 多摩高校内での活動は公開しない。（休み時間も含む）（公開が必要な場合は活動顧問を通じて生活指導部に申し出ること。）
2. 多摩高校に在籍する生徒、卒業生などの私的な情報を発信しない。
3. 多摩高校の教職員・生徒の特徴を記し、直接表現しなくても多くの人に本校であることがわかる内容を公開しない。
4. 個人が特定される個人名、学校名、住所、電話番号、クラス、出席番号、年齢などの個人情報を公開しない。
5. 多摩高生以外でも、無断で撮影した他人の写真などは公開しない。
6. 学校の品位を傷つける内容、クラスの友人や他人に対する誹謗中傷、個人の秘密、性的な内容を公開しない。

- 24 -

7. 偽名を使い、だれかの別の人になりすまざない。（他人のアカウントの乗っ取りなど）
8. 喫煙や飲酒などの反社会的な行為書き込まない。また、それを連想させるタバコや酒の写真的掲載をしないこと。
居酒屋などの酒場の掲載も厳禁とする。
※SNSを通じてのみ知り合った見知らぬ人と交際しない。
※SNSを通じて、金銭的なやり取りの相談をしない。
- VII 願・届その他
 1. 欠席、遅刻、早退、忌引は生徒手帳に理由を記し、保護者捺印の上ホームルーム担任に届け出る。
 2. 病欠席が1週間以上にわたる場合は、医師の診断書を添えてホームルーム担任に届け出る。
 3. 各授業についての遅刻、早退及び欠課については教科担任、ホームルーム担任に届け出る。
 4. 外出届、アルバイト届等は所定の用紙によって保護者連署の上ホームルーム担任に届け出る。
 5. 旅行届は所定の用紙によって、保護者連署の上ホームルーム担任に届け出る。
 6. 退学、休学、復学、住所変更等の願または届は、事務規定によって定める。
 7. 生徒証は必ず身につけており、紛失した場合にはホームルーム担任に届け出ること。
 8. 所持品には必ず名前をしるしておくこと。
 9. 遺失物または拾得物のあった場合は、すみやかに関係職員に届け出ること。

- 25 -